

やま とたか がだ

2017

5

No.984



元気な高田
誇れる高田

「メッセージ旗」を手に、熱い応援 (3月23日撮影)

INDEX

- 高田商センバツ高校野球出場 ①～②
- リスモー市水害の寄附 ③
- 自転車放置禁止区域 ④
- まちの話題 ⑤
- ペットの飼い主の皆さんへ ⑥
- 商工業振興促進奨励金 ⑦
- 太陽光発電補助金 ⑧
- 今、市立病院では ⑨
- 人権シリーズ ⑩
- 消費生活センターから ⑪
- BOOKサロン ⑫
- 各種相談 ⑬



感動をありがとう！
市立高田商業高等学校野球部



3月19日(日)から開催された、第89回選抜高等学校野球大会。
3月23日(木)の試合当日は、たくさんの人たちが、アルプススタンドから応援しました。試合には敗れましたが、選手は最後まで、あきらめずに試合に挑みました。
市立高田商業高等学校の野球部の皆さん、夢と感動を与えてくれて、ありがとうございました。応援していただいた皆さん、熱い声援をありがとうございました。



企画広報課 内線2703

前年を上回る被害

「リズモー市水害」

3月31日(金)に、大型のサイクロンがオーストラリアに上陸し、強風と豪雨で各地に甚大な被害が出ました。本市と姉妹都市のリズモー市は、最も被害が大きかった地域でした。市内各地で洪水となり、水深が3メートル以上に達したところもありました。

リズモー市は、「1974年のウィルソン川の決壊による水害以来の出来事である」と発表し、アイザック・スミス市長は、インটারネットなどを通じて、募金を呼びかけました。

募金をお願いします

本市は、リズモー市の水害からの復旧に役立てていただくため、募金を行います。次の場所に募金箱を設置しています。市民の皆さんのご協力をお願いします。

なお、集まった募金は広報誌でお知らせし、リズモー市へ送金します。

▽設置場所 市役所3階企画広報課・市民交流センター(コスモスプラザ)2階事務室・さざんかホール・総合福祉会館(ゆうゆうセンター)・中央公民館・葛城コミユニティセンター・総合体育館・図書館

▽設置期間 5月1日～6月30日

〔企画広報課 内線273〕



振り込み詐欺が急増しています

奈良県下で振り込み詐欺の被害が急増しています。

3月末の認知件数は、58件で前年と比べて43件の増加です。被害額は約1億3,217万円、前年と比べて約7,519万円も増加しています。

市内では、3月に息子を名乗って電話をかけてくる「オレオレ詐欺」が1件発生し、4月には、還付金手続きを名目としてキャッシュカードをだまし取る「架空請求詐欺」が1件、市役所職員を名乗って電話をかけてくる「還付金詐欺」が1件、銀行協会などを名乗って電話をかけてくる「オレオレ詐欺」が1件発生しています。振り込み詐欺などについては、新聞やテレビなどでも頻繁に取り上げ

られ、注意喚起が行われているにも関わらず、被害が増加している原因として、次から次へと新しいだます手口が考え出され、より巧妙化しているためと考えられます。

こうした振り込み詐欺の被害に遭わないためには、

- 手口を知ること
- 家族や警察などに相談することが大切です。

振り込み詐欺は、まず自宅にかかってくる電話から始まります。「自分には関係ない」と考えることなく、日ごろから家族と会話をして情報共有し、被害に遭わないように備えておきましょう。

〔高田警察署生活安全課

☎22・0110〕

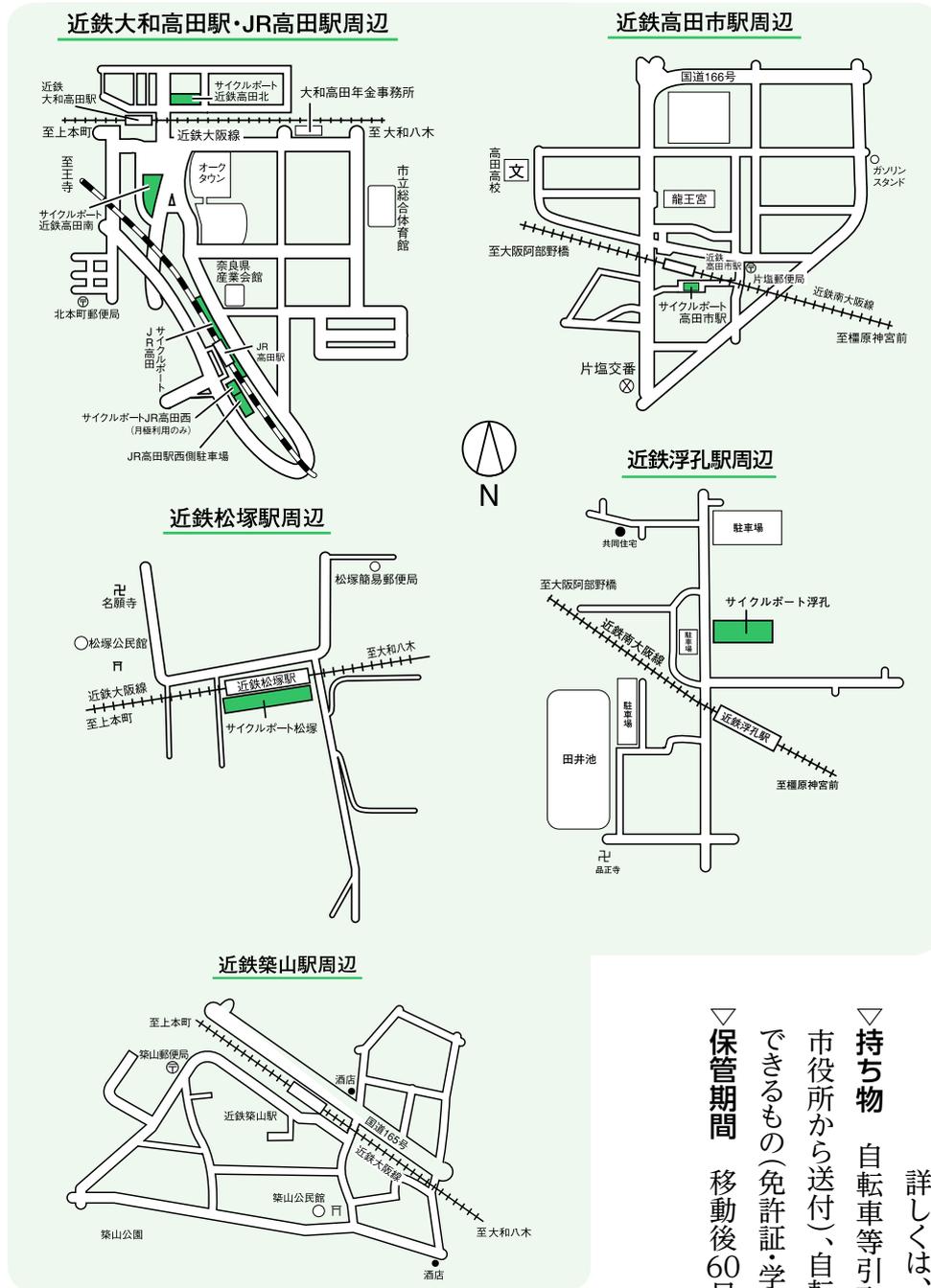
オレオレ(なりすまし)詐欺

息子編



「自転車等放置禁止区域」を指定しています

禁止区域には、自転車などを放置しないでください



本市では、安全で美しいまちづくりをめざして、「大和高田市自転車等の安全利用に関する条例」に基づき、駅周辺に「自転車等放置禁止区域」を設けています。これらの区域内に放置（駐車）された自転車やミニバイクなどは、市が移動し、保管しています。

自転車などを放置すると、交通の妨げになるだけでなく、交通事故の原因にもなります。盗難防止のためにも、近くのサイクルポートなどの利用をお勧めします。

また、条例改正に伴い、放置禁止区域外の公共の場所においても、良好な環境を確保するために必要があると認めるときは、自転車などを撤去します。

移動した自転車は、

「高架下自転車保管所」で保管しています

▽保管場所 大和高田市高架下自転車保管所

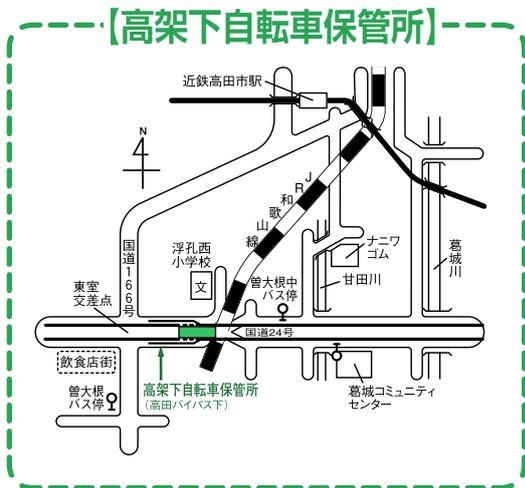
(高田バイパス高架下) ☎25・0103

▽返還時間 平日 午前9時～正午、午後1時～4時

詳しくは、生活安全課へ。

▽持ち物 自転車等引取通知書(持ち主が確認できた場合は、市役所から送付)、自転車などのカギ、印鑑、住所・名前が確認できるもの(免許証・学生証など)、**移動費2,000円**

▽保管期間 移動後60日間(この期間を過ぎると処分します)



〔生活安全課 内線322〕

ランドセルカバー贈呈式

3月23日(木)、高田警察署で、奈良県交通安全協会高田支部協会、高田警察署から管内の各小学校の新学期児童へ、ランドセルカバーや交通安全横断旗、交通安全ワッペンなどが贈呈されました。大和高田市交通安全母の会会長の植田さんが代表して受け取りました。交通事故に気をつけて、通学してください。



ランドセルカバーなどを受け取る植田さん

〔学校教育課 内線153〕

全国少年柔道大会出場

市長・議長表敬訪問

3月27日(月)、大和高田市体育協会所属の柔道部が、吉田市長と沢田議長を表敬訪問しました。

同部は、第37回全国少年柔道大会の奈良県予選で優勝し、5月4日・5日に行われる全国大会に奈良県代表として出場します。



吉田市長と沢田議長、柔道部の皆さん

〔体育振興課 22・8862〕

コンビニ交付の利用には、マイナンバーカードが必要です

3月からコンビニエンスストアで住民票・課税証明書などを発行するコンビニ交付サービスを開始しました。利用するためには、マイナンバーカード(個人番号カード)が必要です。まだ持っていない人は次の方法で申請してください。

※通知カードを受け取った後に、住所や名前を変更した人は、交付申請書が使用できません。新しい交付申請書は、市民課で渡します。必要なのは、問い合わせてください。

〔申請書を郵送する方法〕

- ①通知カードに同封の交付申請書に顔写真を貼って、返信用封筒で郵送してください。
 - ②申請後1〜2か月で「交付通知書」が届きます。次のものを持って市役所市民課へきてください。
 - 本人確認できる運転免許証等の身分証明書
 - 通知カード
 - 交付通知書(ハガキ)
 - 住基カード(持っている人のみ)
 - ③暗証番号を設定した後、「マイナンバーカード」を交付します。
- ※原則、本人への手渡しとなります。

〔スマートフォンで申請する方法〕

- ①スマートフォンで顔写真を撮影。
- ②スマートフォンのカメラで交付申請書のQRコードを読み取り、申請用WEBサイトにアクセスしてメールアドレスを登録。

〔市役所市民課で申請する方法〕

- ①通知カードに同封の交付申請書と次のものを持って市役所市民課へきてください。
- 本人確認できる運転免許証等の身分証明書
- 通知カード
- 顔写真
- 住基カード(持っている人のみ)
- ②申請後1〜2か月でマイナンバーカードが、本人限定受取郵便等で送付します。

マイナンバーカード休日窓口

マイナンバーカードの申請受付と交付を行う休日窓口を、次の日程で開設します。申請者本人がきてください。

▽とき 5月27日(土) 午前9時〜正午

▽ところ 市役所1階市民課

※持ち物など、詳しくは、電話で市民課へ。

〔市民課 内線530〕

ペットの
飼い主の
皆さんへ

飼い方とマナーの確認を

多くの人がペットに魅力を感じたとしても、すべての人が好感をもつわけではありません。ペットを飼っている人は、今一度、ふん尿、鳴き声、放し飼いなど、周囲に迷惑をかけていないか確認しましょう。



●ふんは必ず持って帰る

散歩中、「後始末がめんどうだから、ついついそのまま…」という人はいませんか。ふんを持ち帰ることは、飼い主としての最低限のマナーです。

「大和高田市ポイ捨ての防止等に関する条例」では、「何人も、自己の所有し、または管理する犬等が公共の場所および他人の占有する場所においてふんを排せつしたときは、これを放置してはならない」と規定しています。

散歩中は、必ず、ビニール袋などを携帯しましょう。

●野生動物にえさをあげない

公園できれいな野鳥やかわいらしいネコを見ると、ついエサを与えたくなってしまうませんか。しかし、エサを与えることは、本来に野生動物のためになるのでしょうか。

●野良ネコにエサを与えた場合

●ネコにエサをやり始めると、ネコの数が爆発的に増えます。

●ネコがエサを求めて人家周辺にやってくるようになり、庭にふんをすることもあります。近所にも迷惑をかけることとなります。

●なわばりあらそいや、病気・事故などで、かえってネコが不幸になることが多くなります。

●エサだけではネコは幸せになれません。「自分が飼い主」という自覚と責任を持って、一生世話をしましょう。

●ドバトにエサを与えた場合

●生息数が増えます(鳩は1年に何度も卵を産み、どんどん増えていきます。エサの量が減るとハトは増えません)。

●干している布団や洗濯物、公園のベンチなどにふんを落とします。

●ビルやマンションのベランダなどに巣を作ります。巣の周辺は悪臭が発生し、鳴き声は近所の迷惑になります。

●ドバトのエサに、カラスも寄ってきます。

※一部の心ない人が、ペットや野生動物を迷惑動物にしています。また、ほかの飼い主の皆さんにとっても、疑いの目で見られるなど、気分が悪いものではありません。マナーを守って、正しい飼い方を心がけましょう。

〔環境衛生課 内線281〕

受講しましょう

防火管理講習

新年度を迎え、1か月が経ちました。各職場の人事異動に伴い、防火管理者の変更もあつたと思えますが、次期防火管理者になる人は、防火管理講習を受講されたでしょうか。また、大規模な店舗などの防火対象物の点検が義務付けられている建物の防火管理者は、再講習を受ける義務が生じるため注意が必要です。

講習日程は、近日中に市内でも実施する予定です。場所は県産業会館で、申込期限は5月8日、講習日は6月13・14日です。詳しくは(一財)日本防火防災協会のホームページを見てください。申込用紙などは、各消防署にあります。不明な点がある場合は高田消防署に連絡してください。

〔奈良県広域消防組合高田消防署

☎25・0119〕

大和高田市
70年の歩み

片塩ロータリーに歩道橋完成

(昭和44年)



現在は、降り口が3か所ある歩道橋ですが、完成当初は2か所だけでした。写真を見ると、当時から交通量が多く、周辺の建物を除けば、今も昔もあまり変わらない光景ですね。

第1回桜まつり(昭和44年)



桜の植樹から20年となる1969年に第1回目の桜まつりが行われました。植樹から約70年となる現在に比べると小さめの桜の木が多いですが、第1回目から現在と同様にばんぼりがたつていて、約50年にわたり、当時の風習が引き継がれていることを実感します。

〔企画広報課 内線273〕

奨励金を交付します。 市内に商業または工業等施設を設置する 事業者の皆さんへ

▷対象事業

- 商業施設…卸売・小売業、宿泊業(旅館・ホテル)、飲食サービス業
- 工業等施設…製造業、運輸業

【施設設置奨励金】

◎要件 新設、増設、移転にともなう建物および償却資産(土地の取得を除く)の取得に必要な費用が3,000万円以上であること。ただし、償却資産のみ場合は対象外です。

◎奨励金 建物および償却資産(土地を除く)の固定資産税額の5割相当額を5年間交付

【雇用促進奨励金】

◎要件 施設設置奨励金該当事業者が、開業日前後90日の間に、市内在住者を正規従業員として雇用し、1年以上継続雇用すること。

◎奨励金 従業員1人につき20万円(限度額1,000万円)を1回限り交付

▷必要書類

- 事業計画届出書(様式第1号)
- 企業概要
- 法人登記事項証明書(個人・住民票の写し)
- 建築確認書済証の写し
- 定款または規約の写し(個人・事業概要がわかるもの)
- 公害防止に関する計画書
- 暴力団排除に関する誓約書
- 個人情報の取扱いに関する同意書(様式第2号) など

▷申請方法

- ①開業日までに「事業計画届出書」を市に提出し、「事業計画届出書受理書」を受けてください。すでに開業している事業者は、対象外です。
- ②初めて固定資産税が賦課された年度の翌年度に、「奨励金交付申請書」を市に提出し、奨励金の交付を受けてください。

【産業振興課 内線 248】

地域づくりに「補助金制度」があります。 「商都たかだ活性化事業」「元気な地域づくり事業」

本市の活力源である商業、ものづくり、農業のより一層の活性化、そして地域の人々がいきいきと暮らすまちづくりをめざして、「商都たかだ活性化事業」「元気な地域づくり事業」の補助金制度を実施しています。創意工夫を凝らした魅力あるユニークな取組の応募を待っています。

※詳しくは、産業振興課または自治振興課へ。また、市のホームページにも掲載しています。

▷募集期間 5月1日(月)～19日(金) ※土・日曜日、祝日を除く

▷審査方法 5月26日(金)の午後1時30分から、市役所4階合同委員会室で開催する「大和高田市公募型補助金審査選考委員会」(公募委員を含む)で、審査を行います。応募団体などは、選考委員会で事業内容の説明をお願いします。

※選考委員会は公開します。関心のある人は、傍聴してください。

	商都たかだ活性化事業補助金	元気な地域づくり事業補助金
応募資格	商店街、商工業団体、農業団体など	自治会、地域の団体・組織など
対象事業	賑わい創出事業など	コミュニティ連携事業など
補助対象経費	設備・施設などの賃貸代、ちらし・ポスター代、出演料、消耗品代、教材費、装饰材料など ※補助対象経費の合計額が30万円以上の事業	設備・施設などの賃貸代、ちらし・ポスター代、出演料、消耗品代、教材費、装饰材料など ※補助対象経費の合計額が15万円以上の事業
補助金額	補助対象経費の2/3以内で、50万円を限度	補助対象経費の2/3以内で、20万円を限度
応募書類	商都たかだ活性化事業応募書兼補助金交付申請書など	元気な地域づくり事業応募書兼補助金交付申請書など
問合せ	産業振興課 内線 265	自治振興課 内線 227

【産業振興課 内線 265・自治振興課 内線 227】

5月8日から受付開始 住宅用太陽光発電システム設置費補助

▷**対象** 次の全ての要件を満たす人

- (1)市内に住所がある人で、住宅用太陽光発電システムを市内の自ら居住する住宅に設置した人、または市内の自ら居住するために住宅用太陽光発電システムを設置した新築住宅を購入した人
- (2)平成28年4月1日以降に発電システムの設置契約を結び、工事が完了し、発電を開始している人
- (3)市税を滞納していない人
- (4)リース契約による発電システムではない
- (5)太陽電池の最大出力の合計値が10kw未満

▷**補助額** 1件あたり5万円 ※1住宅につき1回限り

▷**補助件数** 50件 ※50件に到達時点で締め切り

▷**申込方法** 申請書(様式第1号)に下記必要書類を添付(捺印は朱肉を使う印鑑)し、環境衛生課へ申請(郵送不可)してください。

<**必要書類**>

- (1)住民票
- (2)市税納税証明書(住民税が非課税の人は非課税証明書)※証明書は直近のもの
市税…市県民税・固定資産税・軽自動車税・国

民健康保険税のこと。本市に課税のない場合は、前住所地の納税証明書、または課税対象を証明する書類

- (3)発電システムの設置に係る工事請負契約書
※新築住宅を購入した場合は、発電システムの設置がわかる契約書
- (4)発電システムの設置費に係る領収証、および内訳明細書
- (5)電力会社との電力受給契約に関する書類
- (6)電力会社の検針による受給電力量が確認できる書類(受給電力量のお知らせ)
- (7)対象システムの設置がわかる写真(設置状況がわかり家屋全体が確認できる写真)
- (8)委任状(販売店など代理人による申請の場合)
※(5)、(6)の書類は原本確認します(コピー不可)。

▷**受付期間・時間** 5月8日(月)以降、午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日、および12月29日(金)から平成30年1月3日(水)までを除く)

【環境衛生課 内線 281】

申請は、もう済みましたか?

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請期限は**6月1日(木)まで**

申請期限は、**6月1日(木)まで(消印有効)**ですので、期限内に申請をお願いします。期限を過ぎてからの申請は受け付けられません。6月1日(木)までに申請がなかった場合は、給付金の受給を辞退したものとみなされますので注意してください。

また、次の日程で「夜間窓口」および「休日窓口」を開設しますので、ぜひ利用してください。

◎**夜間窓口** 5月11日、18日、25日 いずれも木曜日 午後5時15分～8時

◎**休日窓口** 5月20日、27日 いずれも土曜日 午前9時～午後4時

◎**受付場所** 市役所3階西会議室 社会福祉課 臨時福祉給付係

※受付場所へは庁舎正面玄関から入り、エレベータを利用してください。

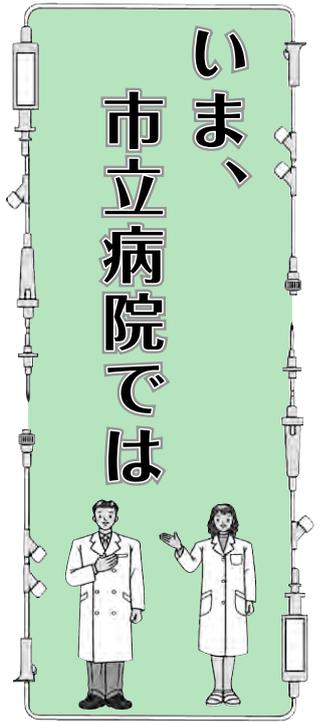
※臨時福祉給付金(経済対策分)の詳細は、広報誌3月号、4月号または市ホームページを参照してください。

支給対象者 (支給要件)	<p>平成28年度の市民税(均等割)が課税されていない人が対象です。 ※1 ただし、次の場合は対象になりません。</p> <p>①市民税が課税されている人の扶養親族などである場合 ※2 ②生活保護の受給者である場合 ※3 など</p> <p>※1 「平成28年度の市民税」は、平成27年中の所得が基準です。 ※2 ここでの「扶養親族など」は、控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、扶養親族(一般、特定、老人、年少)、青色事業専従者、白色事業専従者を指します。 ※3 平成28年10月1日までに保護が停止または廃止になった人は、この限りではありません。</p>
支給額	支給対象者1人につき 15,000円(支給は1回限りです)
基準日	平成28年1月1日
支給方法・ 支給時期	市から支給(不支給) 決定通知書を送付し、世帯単位で指定の口座に入金します。 口座振込は、申請から約3週間後の予定です。

給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に注意してください!!

- ・市や厚生労働省がATM(銀行やコンビニエンスストアなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ・ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは、絶対にできません。
- ・市や厚生労働省などが、「給付金」を支給するために、手数料の振込を求めることなどは、絶対にありません。
- ・現時点で、市や厚生労働省が、世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

【社会福祉課 臨時福祉給付係 内線 381】



いま、 市立病院では

C型肝炎の治療をめざして

C型肝炎は、血液を介してC型肝炎ウイルスに感染すること、肝臓に炎症が起こる病気です。約70%の患者さんが慢性肝炎となり、放置すれば、肝硬変から肝臓に至り、命に関わる病気です。肝炎が進行する前に治療し、ウイルスをなくすことにより、C型肝炎で命を落とすことを避けることができます。

保健所では、今まで肝炎ウイルス検査を受けることができなかった人を対象に、無料でC型肝炎、B型肝炎の肝炎検診を実施しています。奈良県は、全国的にみて、肝炎検診を受けている人が少なく、しかも検査を受けて精密検査が必要なのに、医療機関を受診していない人が多いという全国集計があります。まだ肝

炎検査を受けていない人は、一度は肝炎検査を受けるようにしましょう。

最近、これまで使われていた注射剤であるインターフェロンを使わない、飲み薬だけのC型肝炎の新しい治療薬が次々と発売されています。2014年夏に日本で初めて、飲み薬だけの治療薬が発売されました。しかも、インターフェロンの治療では、およそ5割程度しか、ウイルスが消えなかったのに、飲み薬だけで約85%の人のウイルスが消えるようになりました。その後、次々と、新薬が発売され、現在では12週間の飲み薬だけで、95%前後の人で、ウイルスが消えるようになっています。しかも、インターフェロンのように、熱が出たり、倦怠感が増強したり、鬱になるといような副作用もほとんど

ありません。もちろん副作用がまったくないわけではないので、定期的な受診が必要です。

C型肝炎の飲み薬は、12週間で数百万円と高額な薬ですが、国と奈良県より医療費の助成があります。納めている税額で自己負担額が変わりますが、世帯の住民税が23万5千円以上の人で月に2万円、それ未満なら月に1万円の自己負担額で12週間は治療を受けることができます。ただし、ウイルスが消えてもその後、肝臓になつたという報告がありますので、定期的な血液検査や超音波検査などの画像検査は受けた方がいいと思われま

す。このインターフェロンを使わない飲み薬だけの治療は、肝臓専門医にしか認められています。市立病院には肝臓専門医が複数勤務していますので、該当すると思う人は、一度受診することをお勧めします。

市立病院 消化器内科

濱戸 教行

〔市立病院 電話：2901〕

健やかな毎日を おくるために



天満診療所
医師 梅本典江

「早めにはじめよう、 紫外線対策」

5月から9月にかけて、紫外線が多くなる季節です。早めに紫外線対策をはじめましょう。

紫外線のダメージは、知らないうちに少しずつ蓄積されます。顔や手にシミができるだけでなく、シワやたるみが増えて老け顔になる、目の老化を促進して白内障を起こす、免疫力が低下して感染症にかかりやすいなども、紫外線による影響です。湿疹や皮膚のかゆみができることもあります。

そして、日本人には比較的少ないのですが、紫外線によって皮膚の基底細胞の遺伝子が傷つき、ダメージが積み重なってつまく修復できないと、皮膚がんの発生につながります。高齢になるほど増えるので注意が必要です。

紫外線は晴れた日だけでなく、曇りの日でも降りそそいでいます。窓ガラス越しに室内

に入ってきますし、頭の上からの直射光だけでなく、空気の粒子に当たって広がる散乱光や地面からの反射光として、全身に浴びることになります。

顔や首、手は日焼け止めクリームでしっかりガードしましょう。黒色や濃い色の衣類や日傘は紫外線を防ぐ効果が高くなりますが、その反面、熱がこもりやすくなるので、風通しのよい素材のものを選ぶよう気をつけましょう。

なお、骨粗しょう症予防のための日光浴は、夏は木陰などで30分、冬は1時間ほどでよいとされています。

天満診療所健康教室

▽とき 5月25日(木)

午後1時～2時

▽ところ 天満診療所

▽テーマ 「知っておきたい皮膚の病気」

▽講師 梅本典江

(天満診療所医師)

〔天満診療所 電話：5555〕

てんいち先生

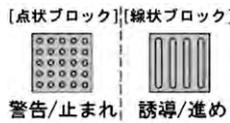


人権シリーズ 170

安心で幸せに暮らす社会をめざして （～障がい者のシンボルマーク②～）

ある研修会に参加したときに、こんな問いかけがありました。

「点字ブロックは何種類あるかご存じですか。」



駅や通路を歩くとき、いつも目にしていないはずなのに、この問いかけには、自信をもって答えられませんでした。答えは「警告/止まれ」と「誘導/進め」でした。答えは「警告/止まれ」と「誘導/進め」の2種類です。この問いかけから、身近なところに誰もが住みよいまちづくりを進めていくための工夫があることに気づきました。そして、これまで何気なく見ていたものを意識して見るように心が

けました。意識することにより、「人権」を「他人事」としてではなく、「自分事」として考えるようになり、「人権」がより身近なものに感じられてきました。

「障がい者のシンボルマーク」も「自分事」として考えていきたいものです。今月も先月号に続き、「障がい者のシンボルマーク」を紹介いたします。

耳マーク



聴覚障がい者は、障がいそのものが分かりにくく、社会生活の上で、不安が多いため、耳が不自由であるという自己表示をするマークです。

奈良県おもいやり駐車場

障がいのある人、高齢者、妊産婦、けがなどにより一時的に歩行が困難な人が、安心して利用できる、専用の駐車場があることを表すマークです。



ヘルプマーク

援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるマークです。



身近にある「人権」を「自分事」として捉え、障がいのある人もない人も、共に安心して幸せに暮らせる大和高田市をつくりましょう。

「人権施策課 内線2888」

おしえて、住困

生活困窮者自立支援法 就労支援センター

今回は、就労中に手にケガをしてしまい、社会的に孤立してしまつたAさん（51歳男性）のお話です。Aさんは、手を使う細かい作業の仕事に就いていました。しかし、仕事上の事故で職場復帰を絶たれます。病院、リハビリに通う毎日、寄り添い支援を続けながら、4か月が過ぎたころ、ようやく手の症状が落ち着き、失業手当を受けながら、就労支援制度を利用して就職活動し始めることになりました。薬を服用し、手のしびれを乗り越え、何件か面接にも行くのですが、採用には至らない日々が続きます。失職して6か月が過ぎようとしたころ、Aさんの就労意欲に陰りがみえた時期がありました。それを察知した就労支援員とハローワークの人たちにより、Aさんの意欲喚起（人に働きかけて意欲を持たせること）しながら、支援へと繋がっていったのでした。Aさんは、手のケガも相手先の事業所に伝え、また「特定求職者雇用開発助成金（就職困難者などをハローワークなどの紹介により継続雇用する事業主に対し、助成金を支給する制度）」を採用となりました。前のような細かい作業が必要な職場ではありませんが、今の自分を見つめ直し、「今の自分が出来ること」を見つけ出して就職となりました。Aさんとハローワーク、また市役所（就労支援員）の連携により、Aさんは新しい人生を歩み出すスタートラインに立つたのでした。

自分自身、家族のこと、地域で気になる人や子どものこと、どんなことでもまずは一度お話を聴かせてくださいね。

ここから始まる。

☎ 44・3111（直通）

※平成29年4月1日から係の名前が変わりました。

生活センターから 若者の ネット副業トラブルが 増えています！

大学時代の友人から「ネットワークビジネスを始めたので一緒にやらないか」と誘いを受けた。

「外国のショッピングモールが近日中に日本にオープンする。日本企業も登録されるので代理店の権利を買わないか。代理店になり顧客を募り、顧客がモールで買い物をするときヤッツシユバックが受けられる。さらに代理店になる人を勧誘すると「マーシムも入る」と勧誘された。

消費者金融でお金を借りて友人名義の口座に30万円振り込んだが、日本企業は登録されておらず、連鎖販売取引(マルチ取引)のようなので解約したい。

マルチ取引とは、商品やサービスを契約し、自分が次の買い手を探し、買い手が増えることにマーシムが入るといふ「ねずみ講式取引形態」のことです。最近、SNSを通じて知り合った人から誘われて契約した、という相談が増えています。この取引は人間関係を利用して拡大していくため、トラブルが起きると、経済的な被害だけではなく、大切な友人を失うことにもなりかねません。友人や知人の紹介ということでも断りにくいと思いますが、簡単に儲か

ることは決してありませんので、きっぱりと断りましょう。マルチ取引は特定商取引法の対象となる取引で、契約書面の交付義務、20日間のクーリングオフ制度や中途解約制度が適用されます。ただ、海外の事業者の場合、言語の違いから書面やメールの送信など、交渉が困難な場合が多いので注意してください。また、パソコンやスマートフォンを使って、自宅にいながら、働きながら、わずかな時間で高収入が見込めるという「アフィリエイト(注①)」や「ドロップ SHIPPING 内職(注②)」などネット内職トラブルも増えていますので注意してください。

注① アフィリエイトとは、提携業者の商品広告を自分のサイトに掲載し、その広告をクリックした人が商品を購入した場合、報酬を得られるというもの。

注② 自分のサイト上に商品を掲載し、商品の申し込みがあった場合、メーカーや卸業者から申込者へ商品を直送するというもの。

消費者へのアドバイス

1. マルチ取引は、トラブルが起きると経済的被害だけではなく人間関係をも損なうことがあります。契約の意思がないときは、きっぱりと断りましょう。
2. 勧誘時に説明される「必ず儲かる」「簡単にお金を稼げる」など、甘い言葉をうのみにはいきけません。簡単にお金を稼ぐことはできません。
3. 「儲け話」で高額な費用を請求するのは詐欺です。

断りきれずに契約してしまったら、悩まず、すぐ消費生活センターに相談

なるほど・・・確かにコードが強くなじれてますし、付け根の部分が異様に柔らかくなってます。

博士!

どうしたの?

ヘアドライヤーのコードの付け根から火が出ました・・・

ヘアドライヤーを使わないとき、コードを本体に巻きつけてたりしてない?

コードは本体に巻きつけてます・・・

それが原因だね。コードを本体に巻きつけると、コードがなじれる上に、付け根の部分が強く曲がるからコードが壊れやすいのじゃ。

そんなトラブルもあるんですねー

みくちゃんは髪がないから吸い込まれる心配はないけどね。

花びらが吸い込まれるかも!

発火の危険もあるし、少しでも異常があったら使わないようにしましょう。他にも吸い込み口に髪が吸い込まれるトラブルも報告されているから気をつけてね。

BOOK

サロン

新着図書のご案内



「闘う敬語」

大嶋利佳 原案・監修／
プレジデント社

パワハラやセクハラにあつたら？
クレーマーを撃退するには？ 正しい敬語は、相手を尊重するだけでなく、自分の尊厳も守ってくれる。「武器」としての「敬語」の使い方。12の対決ストーリーで紹介。



敬語の使い方。12の対決ストーリーで紹介。

今昔(いまはむかし)奈良名所

森下 恵介 著／奈良新聞社

● すぐに役立つ入門図解介護施設・高齢者向け住宅のしくみと疑問解決マニュアル
● 若林 美佳 監修／三修社

日本の工芸を元気にする！

中川 政七 著／東洋経済新報社

毎日がしあわせになるはちみつ生活

木村 幸子 著／主婦の友インフォス

ガーディアン

葉丸 岳 著／講談社

きちんと知ろう！アレルギー 全3巻

坂上 博文／ミネルヴァ書房

ときめき百人一首

小池 昌代 文／河出書房新社

サンタクロースのはるやすみ

ロジャー・デュボアザン 文／大日本図書

ぼくのあかいボール

イブ・スパンク・オルセン 絵／BL出版

白い花びら

佐竹 美保 絵／岩崎書店

児童書・絵本



はじめての教室、はじめての先生、はじめてのクラスメート。学校だてどきどきして、知って、た？ぴかぴかの新しい学校といっしょに、どきどきして、切なくなつて、笑える絵本。

「がっこうたてどきどきして」

クリスチャン・ロビンソン 絵／WAVE出版

一般書

5月のおはなし会

◎絵本のおよみかせ

- ▷ とき 5月6日・20日(土)
- ▷ ところ としょかん じどうコーナー
- ▷ たいしょう どなたでも

◎おはなし会

(担当:たかだおはなしろうそくの会)

- ▷ とき 5月13日(土)
- ▷ ところ としょかん2かい プレイルーム
- ▷ たいしょう 4さいいじょう

●おはなし 「さるかに」

●えほん 「木はいいなあ」

◎えほんとわらべうたの時間(きらら)

(担当:たかだおはなしろうそくの会)

- ▷ とき 5月27日(土)
- ▷ ところ としょかん2かい プレイルーム
- ▷ たいしょう 3さいいか

●おはなし 「ブラウンさんとブラックさん」

●えほん 「おやつがほーいどっさりほい」

催しのご案内

■大人のおはなし会～あなたをお話の世界へ～

- ▷ とき 5月26日(金) 午前10時～正午
- ▷ ところ 中央公民館 1階視聴覚室
- ▷ 語り手 たかだおはなしろうそくの会と図書館館長
- ▷ 内容 「舌きりすずめ」「びんぼうこびと」ほか
- ▷ 対象 一般
- ▷ 定員 40名(定員になり次第締め切ります)
- ▷ 費用 無料
- ▷ 申込方法 5月2日(火)から5月25日(木)までの期間、図書館カウンター、電話で受付します。

■図書館親子教室「昆虫教室」

昆虫館で飼っている虫や生きものたちにふれあおう！

- ▷ とき 5月27日(土) 午後1時～2時30分
- ▷ ところ 中央公民館 1階視聴覚室
- ▷ 講師 松村 忠志さん(檀原市昆虫館統括調整員)
- ▷ 対象 4歳からの子どもとその保護者
- ▷ 定員 20組(定員になり次第締め切ります)
- ▷ 費用 無料
- ▷ 申込方法 5月2日(火)から5月26日(金)までの期間、図書館カウンター、電話で受付します。

(市立図書館 ☎52-3424 ☎52-9415)

各種相談

困っていることや心配事など、ご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。
※市外局番は、「0745」です。

相談名	曜日	時間	場所	問合せ
消費生活相談 (予約優先)	月～金曜日	午前10時～正午、 午後1時～4時	大和高田市 消費生活センター	消費生活センター ☎22-1101
人権相談	第4火曜日(6,12月のみ第1火曜日)	午後1時～4時	総合福祉会館	人権施策課 ☎22-1101
行政相談	第4火曜日(6,12月のみ第1火曜日)	午後1時～4時	総合福祉会館	企画広報課 ☎22-1101
中小企業金融相談・ 中小企業経営相談	随時(内容に応じて、産業振興課で相談窓口をご案内します)			産業振興課 ☎22-1101
母子父子相談	月・水・金曜日	午前8時30分～ 午後5時15分		児童福祉課 ☎22-1101
心配ごと相談	第2・4金曜日	午後1時～4時		社会福祉協議会 ☎23-5426
	第2・3火曜日	午後1時～4時	総合福祉会館	社会福祉協議会 ☎23-5426
法律相談 (要予約)	第1・3・4・5木曜日 相談日の2週間前から前日までに予約	午後1時～4時	総合福祉会館	奈良弁護士会 ☎0742-23-5426
司法書士の法律相談 (要予約)	月曜日	午後1時～4時	総合福祉会館	社会福祉協議会 ☎23-5426
生活相談	第2・3・4・5水曜日 事前に問い合わせてください。	午後1時～4時		社会福祉協議会 ☎23-5426
健康相談・栄養相談 (要予約)	毎月1回、所定の日	午前9時～10時		保健センター ☎23-6661
子育てホットライン・ 健康ホットライン	月～金曜日	午前9時～正午、 午後1時～4時30分		保健センター ☎23-6661
教育ガイダンス	月～金曜日	午前10時～午後5時		青少年センター ☎23-1322
家庭児童相談室	月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時15分		家庭児童相談室 ☎23-1195
女性相談 (要予約)	○第1火曜日・ 第3金曜日 ○第2土曜日	○午前9時15分～ 午後0時5分 ○午後1時～3時50分		人権施策課 ☎22-1101
住まいづくり相談	第3水曜日 第1水曜～第2水曜の間に予約 定員4名	午後1時～4時10分		営繕住宅課 ☎22-1101
税理士による税務相談	2月・3月を除く、第3金曜日	午後1時～4時	総合福祉会館	近畿税理士会葛城支部 ☎22-5288
就業相談	月～土曜日	午前9時～午後5時	県産業会館3F	高田しごとiセンター ☎24-2010
借金おなやみダイヤル	火・金曜日	午後1時～4時		奈良弁護士会 ☎0742-20-7830
相続・遺言お悩みダイヤル	月～金曜日	午前9時30分～5時		奈良弁護士会 ☎0742-22-4611
ひまわりあんしん (高齢者・障がいのある人のための法律相談)	火・木曜日	午後1時30分～4時		奈良弁護士会 ☎0120-874-737
電話相談は無料。来所・出張相談は有料				



大和高田市役所 TEL.22-1101 FAX.52-2801	
中央公民館	TEL.22-1315 FAX22-1316
市立土庫公民館	TEL.23-3560
市立菅原公民館	TEL.23-3561
市立陵西公民館	TEL.23-3562
さざんかホール	TEL.53-8200 FAX53-8201
図書館	TEL.52-3424 FAX52-9415
水道部門	TEL.52-1365 FAX23-3850
総合福祉会館	TEL.23-0789 FAX24-2730
社会福祉協議会	TEL.23-5426 FAX23-2298
保健センター	TEL.23-6661 FAX23-6660

市立病院	TEL.53-2901 FAX53-2908
天満診療所	TEL.52-5357 FAX52-5100
青少年課	TEL.23-1322 FAX23-2344
生涯学習課	TEL.53-6264 FAX53-6364
葛城コミュニティセンター	TEL.23-8001 FAX23-8001
クリーンセンター	
企画整備課	TEL.52-1600 FAX52-1685
美化推進課	TEL.53-5383
総合体育館	TEL.22-8862 FAX22-8863
総合公園	TEL.52-4700 FAX52-4701
さくら荘	TEL.23-4126 FAX23-8535
下水道課	TEL.52-1258 FAX52-1295
高田消防署	TEL.25-0119 FAX22-4565
高田警察署	TEL.22-0110 FAX22-2292
JR西日本	TEL.0570-00-2486

近鉄大和高田駅	TEL.52-2414
近鉄高田市駅	TEL.53-2531
市民交流センター	TEL.44-3210 FAX44-3212
親と子のすこやか広場	TEL.44-3213 FAX44-3214
高齢者いきいき相談室	TEL.44-3215

大和高田市 市民憲章

一、おたがいに、人権を尊重し、
働くよろこびをもちましよう。
一、スポーツに親しみ、
健康をかちとりましよう。
一、老人に生きがいを、こどもに
夢と希望をあたえましよう。
一、教養をふかめ、
文化をたかめましよう。
一、自然をまもり、
平和なくらしをきよましよう。